

# 条件明示書

(令和4年度 広島高速料金収受設備の設計等に係る公社支援業務)

## 1. 積算基準等について

- (1) 積算基準は広島高速道路公社土木設計業務等標準積算基準（広島県土木設計等標準積算基準）によるものとする。
- (2) 設計業務委託等技術者単価は「令和4年度単価」によるものとする。
- (3) 電子成果品作成費は、「土木設計業務等標準積算基準（令和3年8月 広島高速道路公社）」によるものとする。
- (4) 旅費交通費は、業務打合せについて、広島市内の本社・支社・営業所等から広島高速道路公社までのライトバン運転を「計3回分（1回あたり2時間運転）」を見込む。
- (5) 機械損料（ライトバン 1500CC、5人乗り）は「建設機械等損料表（令和3年度版 一般社団法人 日本建設機械施工協会）」によるものとする。
- (6) ガソリン単価は「令和4年度土木工事設計資材単価表（令和4年6月改訂 広島県）」によるものとする。